

論文

増加する外国人労働者と日本における移民政策の在り方

藤本 麻亜華

はじめに

2019年現在、多くの国で移民についての議論がなされているが、日本でも少子高齢化に伴う労働力人口の減少を補うため1990年以降、外国人労働者の受け入れが段階的に行われてきた。しかし、この外国人材は「移民ではない」という見解から、いまだに明確な移民政策は確立していない。そんな中、2018年に単純労働分野での外国人の受け入れを行う法律が制定された。外国人受け入れに対する対策を行わないまま門扉を開いてしまったが、今後どういった問題が起り得るのか。

そこで本稿では、一般的な移民問題と政策について、海外の事例を検討しつつ、日本における移民問題や現状について述べる。加えて、今後の日本の進めるべき政策について考察していく。

諸外国の政策を考慮しつつ、統合政策などの移民政策を行うことが多文化共生を目指すうえで必要になるのではないだろうか。

第1節 移民を取り巻く問題と政策

第1節では、移民の具体的な定義や、移民受け入れに伴うメリットやデメリット、共生に置ける問題点などを述べる。2019年現在、移民の受け入れを行っていない日本以外の諸外国での問題から推察する。

1.1 移民の定義とは

移民という言葉は、様々に用いられている。広義としての移民は、生まれた国以外の国に住んでいる人を指す。よって、迫害を免れるために自国から逃れてきた人を意味する難民も、広義の移民に含まれる。狭義の移民は、自発的な意思で新たな国に移り住む人をさす。つまりここでは、迫害により移住を余儀なくされた難民は含まれない。最狭義の移民ではアメリカなどの伝統的な移民受け入れ国での法律用語のように、永住を目的として入国時に永住許可を認められる外国人だけをさす。日本ではこの最狭義の意味でのみ移民という言葉が用いられている。しかし、多くの国での一般的な用語としてはもっと広い意味で用いられ、国ごとに移民を表す用語とその定義は様々である¹。

国際連合経済社会理事会人口部では、移民について「出生あるいは市民権のある母国を離れて1年以上海外に移住している人」と定義している。この中には、難民、難民庇護申請者、外国人

¹ 近藤 (2009) p. 20.

留学生、その他の長期の滞在者、正式の入国手続きをしていない外国人、合法的な移民、オーストラリア、カナダ、米国などに多い、帰化した外国生まれの市民などを含んでいる。定義によっては、農業や建設業などに見られる労働者のように、12カ月以内の短期の滞在者を含める場合もある。いずれにせよ、移民は定住を目的としての受け入れ国への一方的な移動を意味するわけではない。短期、長期、永住、非永住を問わず、雇用を目的として国境を越えて移動する人を含んでいる²。

2005年の国際連合の推計では、世界にはおよそ2億人の移民がおり、これは全人口の3%程である。この数値は主として外国生まれの人の数であり、国によっては外国人の数をを用いている。移民の男女比はほぼ同じである。21世紀にはいっても、移民の増加傾向は続いている。居住地域別にみると、ヨーロッパは6400万人、アジア5300万人、北米4400万人、アフリカ1700万人、中南米700万人、オセアニア500万人である。人口比率でいうとオセアニア15%、北米13%、ヨーロッパ9%が多く、アフリカ、アジア、中南米は2%に満たない³。

1.2 移民の受け入れに期待される効果と、存在するリスク

移民の受け入れにはメリットがある。その最大のメリットとは、労働力の補填である。少子高齢化など様々な理由から、国内のみであれば労働力不足が起こってしまう場合に、移民の受け入れを行うことで労働力を補うことができる。

かくいう日本も、「移民」という言葉は使用していないが、1988年の第六次雇用対策基本計画の閣議決定以降、これまでの外国人の受け入れをしないという一貫した体制から、外国人労働者受け入れの門扉を開く動きをとり始めた⁴。しかし、この外国人労働者の受け入れには、いくつかのデメリットやリスクが存在する。

1つ目に治安の悪化が挙げられる。異なった文化や言語を持つ外国人が増加すると、自国民と少なからず摩擦が生じる。外国人を排除しようとする力が働く場合もある。さらに、外国人労働者は、自国民に比べ低賃金で雇われるというケースが少ないため、低賃金により困窮した外国人が犯罪をするケースもある。加えて、自国民が低賃金の外国人労働者に雇用を奪われ職をなくしたり、社会全体の賃金の低下を引き起こしたりする場合もある。そうなった場合に、自国民の外国人労働者に対する抵抗や反発が強くなった結果、デモや傷害などの犯罪につながることから、治安の悪化が危惧されている。

2つ目に雇用の問題である。先ほどの、自国民と外国人の雇用の奪い合いに加え、雇用環境の悪化が危惧されている。外国人労働者の投入が、単純労働分野で増加していった場合、労働市場の二層化が起こればと考えられる⁵。この労働市場の二層化とは、高度な仕事は自国民、単純労働は外国人が従事するという仕組みのことを言い、これが固定化した場合、劣悪な労働条件が蔓延

² コトバンク「移民」(2019)。

³ 近藤(2009) p. 21.

⁴ 鈴木(2005) p. 25.

⁵ 通商白書(2003)。

ることや、自国が単純労働を外国人に押し付けている、という国際的批判や差別問題にも発展する可能性がある⁶。

このように、移民の受け入れには生産労働人口の増大という大きなメリットがあるのに対し、デメリットも多く存在しているため、安易な移民の受け入れはリスクを伴う。

1.3 移民が抱える課題

これらの移民を抱える多くの国に共通するのは、移民による家族の呼び寄せの占める比率が高くなっていることである。主要な先進諸国の加入する OECD 諸国の 2006 年の統計では、正規の長期滞在予定者の 44%が家族移民である。15%が「自由移動」、14%が「労働移民」、9%が「労働移民の家族」、12%が難民などの「人道移民」、6%が「その他（血統に基づく移民、年金生活者など）」である。いわゆる専門・技能職の高度人材を呼び寄せるための規制緩和が先進諸国では目立っている。その一方で、未熟練労働に従事する非正規滞在者の数も多い。非正規滞在者の取り締まりと在留・就労資格の正規化が各国で問題となっている。テロ対策と人身取引対策が、移民政策にも影響を与えている。そこでは入国・在留管理の取り締まり強化と、人身取引の被害者を救済するための在留特別許可の導入をもたらしている⁷。

21 世紀になって、ユーゴ紛争などが収束し、戦火から逃れようとする難民の減少傾向がみられる。近年の難民の出身国は、紛争の多いアジアやアフリカの国が多く、その近隣の途上国に滞在している例もある。ヨーロッパや北米に庇護を求める者も多く、EU 諸国では人口 1000 人当たりの庇護希望者数は平均 3.2 人、米国では 1 人であり、ヨーロッパでの条約難民は 5 万 1400 人、人道上の在留許可者が 3 万 7800 人、南北アメリカでは両者を含め 3 万 5500 人である⁸。このことから、ヨーロッパでの難民が世界的に見ても多いことがわかる。

加えて、移民の受け入れについて問題視しなければならないのが膨大な社会的コストである。移民はほとんどの場合が受け入れ先である国の言語を話すことができないため、まずは言語の教育が必須となる。この教育にかかる費用は、国や自治体が負担するケースが多く、多くの移民を受け入れるならば、その教育費用もまた嵩むと考えられる。さらに、移民は自国民と同じような社会保障を受けることができる。ケガや疾病の場合は自国民と同じく医療費が発生するためその分を、更に生活保護申請が通った場合は生活保護費を受給することもできるため、外国人に対する社会保障費に占める生活保護費の割合は、医療費に続き多いことが問題である⁹。

この社会保障費は、移民の家族の呼び寄せにより雪だるま式に増加していくと考えられるため、移民の受け入れには移民政策と呼ばれる独自の制度や政策が必要である。

⁶ 厚生労働省（2002）。

⁷ 近藤（2009） p. 21.

⁸ 近藤（2009） p. 21.

⁹ 共立総合研究所（2009）。

1.4 移民政策の役割

移民政策には、出入国管理政策と移民の社会参加を支援する移民政策の2つの側面があり、ヨーロッパ諸国では後者を統合政策と呼んでいる。後者の統合政策の対象を統計上把握する上で移民類似の用語と定義は国、時代、政策内容ごとにさまざまである。外国人にかぎらず、外国に出自を有する国民も含む広義の意味で用いられることが一般である。

たとえば、今日のスウェーデンでは、従来「移民」と呼んできた「外国生まれの者および外国人」のデータのほかに母語教育の対象となる「外国の背景を有する人」すなわち「外国生まれの者、および国内生まれで両親とも外国生まれの者」の統計が重要とされる。

一般に、本人が外国から移住してきた場合を移民の1世、親の世代が移住してきた場合を移民の2世と呼ぶが、統合政策の対象は、移民の2世に及ぶ場合もある。オランダの統計では、「少なくとも一方の親が国外で生まれた者」という「移民」の1世と2世を含む統計が中心である。従来、外国人の統計を基本にしてきたドイツでも、最近では「移民の背景を有する人」という、移民の1世や2世などを含むデータを用いるようになってきている。一定の統合政策が、外国人政策から移民の背景を有する人への政策へと対象を拡大することが必要となる¹⁰。

第2節 移民を受け入れる諸外国の現状

2.1 移民国家アメリカについて

アメリカはもともと移民によって建国された国であり、そもそもは移民を無制限に受け入れる、という体制であった。しかし、人口の増加に伴い、1880年代以降、徐々に選択的、制限的に移民を受け入れるように変化していった¹¹。

「移民国家」といわれるアメリカでは、メキシコからの不法移民対策の強化を選挙キャンペーン中から公約に掲げてきたドナルド・トランプが、2017年1月20日、第45代アメリカ大統領に就任した。このトランプ政権が発足するや否や、移民・難民規制のための大統領令を乱発し、アメリカは大きく揺れている¹²。

手始めに、不法入国防止のためメキシコ国境への大規模な「壁」の建設と国境警備強化の指示出し、不法移民に寛容な、いわゆる「聖域都市」への連邦補助金のカットを命じた。更にその2日後には、「イスラム過激派」の入国防止を目的に、入国審査の厳格化を命じる大統領令に署名し、テロの懸念のある中東・北アフリカの7か国（シリア・イラク・イラン・リビア・ソマリア・スーダン・イエメン）出身者の90日間の入国ビザの発給停止、シリアからの難民受け入れの120日間停止を決定した¹³。

¹⁰ 近藤（2009）p. 7.

¹¹ 労働政策研究・研修機構（2004）.

¹² 貴堂（2018）p. 10.

¹³ 貴堂（2018）p. 11.

トランプ政権以前のオバマ政権では、2014年に移民制度改革として DACA を発表した。DACA とは、Deferred Action for Childhood Arrivals の略称で、2012年6月時点で31歳未満（16歳未満で米国に入国したもののうち）通学中、高校卒業、米軍や沿岸警備隊から名誉除隊を受けた、のいずれか、などの条件を満たせば2年間は強制送還の対象にしない、という制度である。アメリカでは、親が不法移民であってもアメリカで生まれた子供は、アメリカ国籍をとることができる。しかし、親は不法移民であるため、これまでは強制送還の対象だった。そこでこの DACA は、アメリカ国籍を持つ子どもや合法的に滞在している子どもがいる不法移民に、強制送還までの猶予と労働資格を与えるものである¹⁴。

一方でトランプ政権は2017年9月に、DACA を半年間の猶予を経て廃止にする方針を打ち出した。トランプは「私は愛情と思いやりで DACA を解決すると言ってきた。しかし我々は、職がなく苦悩する忘れられたアメリカ人に対しても愛情と思いやりを持たねばならない」と主張し、DACA の廃止を「アメリカ人のための雇用を取り戻す」公約の一環と位置付けた¹⁵。

トランプ大統領の移民政策は、たしかにアメリカが長年築き上げてきた移民受け入れの根本ルールの変更を試み、移民・難民を世界中から受け入れる「移民国家」からの脱却を目指す動きであると見て取れる¹⁶。

2.2 ドイツの「統合」について

ドイツの移民・難民受け入れの歴史は、第2次世界大戦直後の連合国救済復興機関（United Nations Relief and Rehabilitation Administration、通称 UNRRA）がバイエルン州ニュルンベルク近郊のラングヴァッサーにあった捕虜収容施設を、ラトヴィアやエストニアからの難民の受け入れ施設として使用したことに始まる¹⁷。

1949年に発布されたドイツ連邦共和国基本法では「政治的に迫害される者は庇護権を享有する」という原則が掲げられ、1953年には連邦難民認定局が設置された。1965年には連邦難民認定庁へと格上げされ、2005年の移民法により連邦難民認定庁は連邦移民難民庁（Bundesamt für Migration und Flüchtlinge、以下 BAMF）となった。職員40名で始まった連邦難民認定局は、その後の難民増加に伴い職員の増員が行われた。BAMF は、国内の48か所に支部や難民受け入れセンターを持ち、フルタイム当量27,300の規模となっている¹⁸。

更にドイツは、第二次世界大戦後の経済復興や発展によって人手不足が発生したため、いわゆるガストアルバイターと呼ばれる労働者の受け入れも積極的に行ってきた。1955年にイタリアと協定を結んだのを皮切りに、1960年にはスペインとギリシャ、1961年にはトルコと、1963年にはモロッコ、1964年にはポルトガルと、そして1968年にはユーゴスラビアとも協定を結び、

¹⁴ コトバンク「DACA」（2018）。

¹⁵ 貴堂（2018）p. 16.

¹⁶ 貴堂（2018）p. 17.

¹⁷ 吉満（2019）p. 29.

¹⁸ 吉満（2019）p. 29.

ガストアルバイターを呼び寄せた。その結果、1951年から1961年の間にはドイツでは、人口に対する外国人の比率は1%から1.2%へと微増しただけであったが、1971年には5.6%にまで増加した¹⁹。

オイルショック以降、ガストアルバイターの募集を停止し、帰国を推奨したが多くのガストアルバイターは家族を呼び寄せ、定住の道を選択した。以降、移民国家としての体制を作ってきた²⁰。血統主義の国であることも堅持してきたドイツであったが、多くの外国人の定住化や滞在長期化という現実と直面する中で、ついに2001年、外国人受け入れ政策を見直す議論を開始した²¹。

これまでのドイツの移民に対する政策は、ドイツの文化的なアイデンティティや共有している価値観をいかにして守るかということに人々の関心は集まっており、それに立脚していた。つまり、これまで移民はドイツの文化に同化することが期待されていたのである。

それが、ドイツ社会で生きる多くの人々が外国で生まれ、外国の文化的背景を持っていることは決して特殊なことではない、ドイツの文化を豊かにしてくれるものでもある。したがって単なる同化ではなく、互いの文化を尊重して共生するための統合が必要となる、という考え方を示す報告書が提出された²²。

2001年に報告書が提出されてから幾度となく議論を重ね、2004年に今までの「外国人法（Ausländergesetz）」に替わって「移民法（Zuwanderungsgesetz）」が成立した。この法律は「移民」受け入れを容認するわけではないが、多くの長期滞在外国人が存在しているにも関わらず、「ドイツは移民国ではない」としてきた従来の姿勢からの転換を意味している²³。

2005年時点で、ドイツの抱える移民は約940万人で、そのほとんどはドイツ語を話すことができないばかりか、中には読み書きがまともにできない者もいる。更そういった理由から就職することができず、経済的自立が困難となり生活保護の受給を余儀なくされる、というような者が移民の2世、3世を含め移民のなかで一定層を占めていた。ほかに、移民男性による犯罪が多いことも明らかとなっており、移民の抱える問題として挙げられている²⁴。

そこで、2005年に新しい移民法が定められ、移民は統合コース(Integrationskurs)と呼ばれる、ドイツに関する授業の受講が義務付けられた。受講料は1時間あたり2.35ユーロだが、ほとんどは国家が負担するため1ユーロ程度で受講することができる。この統合コースによって少しずつ成果は上がってきている²⁵。

この統合コースは年々学ぶ内容や時間などが改定されており、当初は100授業時間であったオリエンテーションの時間が、2007年に45授業時間へ削減された。その後2012年には65授業

¹⁹ 吉満（2019）p. 29.

²⁰ 吉満（2019）p. 29.

²¹ 鈴木（2009）pp. 30-33.

²² 吉満（2019）p. 31.

²³ 鈴木（2009）pp. 30-33.

²⁴ 日本国際交流センター（2016）.

²⁵ 平高（2011）pp. 10-11.

時間へ変更され、さらにその後 2017 年の改正で再び当初の 100 授業時間になった²⁶。

この統合コースの内容については、ドイツで生活しながら、職業上の最低ラインであるドイツ語 B1 レベルを修得するための語学講習と、ドイツの歴史、文化、法制度を学ぶオリエンテーションの二つがある。どちらも最終的な成果を確認するテストを設け、それに合格することで滞在許可や国籍取得の優遇措置を受けられたり、就職活動時のドイツ語の証明に利用できたりするようにし、社会・職業上の統合を促すように整備した²⁷。

このようにすることで、移民をよりドイツに統合させようとする姿勢は積極的なものになっており、ドイツの移民に対する危機感や嫌悪感が強くなっていることがわかる。2019 年現在ドイツにおける移民の社会統合の基本スタンスは、「統合のための支援と要求」である。すなわち、ドイツ政府は社会サービスの提供を通じて支援を行う一方で、ドイツへの定住を希望するものの、ドイツ語の能力が不十分な外国人や EU 市民、ドイツ籍の外国人市民等に対する「統合講習」の義務付け等、ドイツ社会への統合のために移民の努力を求める、といった姿勢である²⁸。

しかしこの統合コースにはいくつかの課題がある。1 つ目に受講者が少ないことがある。コース終了に時間がかかりすぎ、受講登録をするが授業には参加しない、といったケースや、妊娠、出産、転居などを理由に修了するまえに中断してしまうケースが少なくない。2 つ目に、統合コースにおける教師の人員不足と低賃金の問題がある。統合コースの教員になるには、大学を卒業していることが前提条件である。さらに、ドイツ語専攻の学位を所持していない者や教育歴がないものは、所定の専門教育機関において 70～140 授業時間の研修を自費で受ける必要がある²⁹。こういったことから人材の確保が難しくなっている。3 つ目に、各地域で独自の教育を行っているため、授業内容の共有や拡大が容易ではないといった課題も抱えている。統合政策のパフォーマンスを高めるためには、さらなる体制の整備が必要である。

統合コースの不参加者、ドロップアウト者の問題、また統合コース修了者のドイツ語能力の低さは、「統合の失敗」としてメディアによって報じられ、移民政策に対する疑問や不信感が共有されていった。そしてついに 2010 年、メルケル首相は「多文化主義は失敗した」と発言している³⁰。

2.3 フランスの「同化」について

第一次世界大戦以降、人口が急激に減少したフランスは、積極的に移民の受け入れを行ってきた。特に、第二次世界大戦後、いわゆる「栄光の 30 年」（1945 年から 75 年までの間はフランス経済史上最大の経済成長期）には、安価で大量の労働力が必要となり、炭坑や自動車工業の労働者と

²⁶ 吉満（2018）p. 37.

²⁷ 日本国際交流センター（2016）.

²⁸ 日本国際交流センター（2016）.

²⁹ 吉満（2018）pp. 39-40.

³⁰ 小林（2009）p. 125.

してスペイン、ポルトガル、マグレブ³¹等から大量の外国人労働者の受入れを行った。当時の移民として受け入れた外国人労働者の多くは、家族を連れず、男性1人で入国してくるのが普通であった³²。

1974年、第一次オイルショックを契機に、他の欧州先進国同様、原則として、移民受入れの門戸を閉じることとしたが、その一方で、家族の合流に関する人権に配慮し、既に入国している移民が家族を呼び寄せることを許容していた。このため、家族の呼び寄せによる移民が引き続き増加をし続けることとなった。ちなみに、1974年に外国人労働者の新規受け入れの停止は、国境の閉鎖及び就労目的の移民受け入れの停止であり、2009年までこの方針は維持されている³³。

2003年、シラク大統領のもと、サルコジ内務大臣は、選択的移民制に転換する法律を成立させた。この法律の主な目的は、質の高い移民は寛容に受け入れ、非合法の移民には取締を強化するというものであった³⁴。

2006年、サルコジ内務大臣は、移民の選択と社会統合の強化を図る提案をし、法律を成立させた。2006年法は、不法滞在者でも10年以上の滞在を証明できれば正規滞在許可を自動的に交付する制度の廃止、家族の呼び寄せの条件の厳格化、フランス人との婚姻による滞在許可条件の厳格化などを行ったほか、移民選別の促進、新規の移民に対する「受け入れ・統合契約（CAI）」の締結の義務化を行った³⁵。

さらにこれは、家族的移民や根拠のない庇護請求を「押し付けられた」ものとみなし、こうした移民を我々の経済的要求に応じて雇用した就労移民の人数よりも押さえ込もうとする政策ともいえる³⁶。フランスの移民当局は、厳密な意味での家族呼び寄せと、それ以外の家族的移民を区別して用いている。家族呼び寄せとは、フランスに既に滞在している外国人配偶者に合流する外国人の流入を示す。一方、家族的移民とは、フランスにおいてフランス人配偶者と合流する外国人を表す。後者の場合、1998年に成立した法律「私的家族的生活」の恩恵を受けることができる³⁷。

国際結婚の急増により、家族的移民は5年間で2倍以上に増えた。この急増は、管理不足による「押し付けられた」移民という世間的評価に値する。対して、学生移民にとってこの法律は、出身国によって志願者を選別するが学業修了後に就職しやすいように、いくつかの条件を整えたものであり、今後社会に変格をもたらすと考えられる。このように管理された学生移民は「選択された」移民とされる³⁸。

³¹ 歴史的にはエジプトからリビア、チュニジア、アルジェリアを経てモロッコにいたる北アフリカ一帯をさし、イスラム勢力下のスペインも含まれた。最近では旧フランス植民地のモロッコ、アルジェリア、チュニジアの3国をさすことが多い。

³² 平出（2009）p. 4.

³³ 平出（2009）p. 4.

³⁴ 平出（2009）p. 5.

³⁵ 平出（2009）pp. 5-6.

³⁶ フランソワ（2008）p. 39.

³⁷ フランソワ（2008）pp. 39-40.

³⁸ フランソワ（2008）p. 40.

07年、サルコジは大統領に就任し、「移民・統合・国家アイデンティティ・共同開発省」を創設するとともに、家族の呼び寄せの条件の厳格化を図る法律（「移民の抑制、統合及び庇護に関する2007年11月20日の法律2007-1631号」）を成立させた。この07年法は、入国前（ビザ取得前）のフランス語の習得及び共和国的価値の理解の義務化、家族の呼び寄せにおけるDNA鑑定導入等を行った。このようにフランスは、徐々に移民の受け入れを絞っていった³⁹。

19世紀中盤からほぼ継続的に移民受け入れ国であったフランスの移民は、ヨーロッパ諸国からの移民にはじまり、1970年代にはアラブ諸国からの移民が主流となり、ここ10年ぐらいは中国やアフリカ、サブサハラ地域からの移民が急増している。フランスの人口は、そのほとんどの周辺諸国よりも移民の「第二世代」および「第三世代」の割合が大きい。ちなみに2008年時点でフランス国民の約25%は、外国で生まれた親ないし祖父、祖母をもっていると推計されている。これは日本と比べてももちろんだが、世界的に見てもかなり多いと言える。このことから、移民の受け入れを限定的にはしているが既に存在する移民の数が非常に多いのが現状である⁴⁰。

この移民受け入れ国と言えるフランスでは、フランス人となった移民2世、3世に対する社会統合政策が問題となっている。2005年にフランスでマグレブ系移民による暴動が起こり、世間を賑わせた。この暴動の背景には、人種差別、失業、貧困、教育、宗教などの問題があったと言われている。しかし、フランスにおける平等原則の思想の下では、フランス人であるとされる移民2世、3世に対し、彼らを特別に保護するような、すなわち実質平等の確保の思想から直接救済法を講じることは困難である。確実に存在する人種差別、失業、教育、貧困、宗教問題に対する対応策や救済を講じることができないジレンマを抱えている⁴¹。

07年法では、移民やその子孫たちの社会での軌跡を追い、社会統合の程度や差別等の状況についてのデータを集積し、そのデータを利用して研究を行うことを許可する旨を規定していたが、憲法院で違憲との判断が出されたため、実施はされずに終わっている。新規移民のみでなく、移民2世、3世を含めた社会統合政策の拡充、促進が急がれている⁴²。

第3節 日本のスタンスと現状、入管法の改正

3.1 外国人労働者への各省庁の姿勢

労働市場を主に管轄している厚生労働省では、1967年から外国人材を全く受け入れないことを定めていた。しかし、1988年に外国人材を「専門的・技術的労働者」と「単純労働者」の二つに分類し、前者は可能な限り受け入れ、後者は慎重に対応する、すなわち受け入れない、という方針で閣議決定された。そしてこの日本方針は堅持されてきた。そして、労働力不足への対応としての「移民」の受け入れについては、大規模な社会的費用の負担が生じることや、高齢者、女

³⁹ 平出（2009）p. 6.

⁴⁰ フランソワ（2008）p. 10.

⁴¹ 平出（2009）p. 8.

⁴² 平出（2009）p. 8.

性との競合関係を生じさせ、就業機会を減少させる恐れがあること、少子高齢化を抑える効果が生じるように移民の受け入れをコントロールすることは困難であることなどの理由から適当でない、としていた⁴³。

外務省では、『アジア経済再生ミッション』と呼ばれる、通貨危機発生後2年以上を経て、回復の兆しが見えるアジア各国の抱える課題やニーズを調査することやアジア繁栄のためにアジアが取り組むべき課題と日本の役割が何であるかを見極めることを目的とした活動を行っている。1999年にまとめられた「アジア経済ミッション」の活動報告において、アジアの人々に開かれた日本となるため、進行する高齢化に対し看護師や介護士を受け入れやすいように、在留資格や審査基準を緩和すべきである、としていた⁴⁴。

通商産業省の産業構造審議会は2000年にまとめた最終答申「21世紀経済産業政策の課題と展望」において、「少子高齢化による労働力不足は、研究開発や情報化投資によって相殺可能であると試算している。そのため、外国人労働者の受け入れと労働力不足を結びつけるのは早計である」と結論づけている。一方で、外国研究者の受け入れは日本人の研究環境に大きく刺激を与え、研究者の能力を開花させるとして、外国人研究者や技術者に積極的な永住権の付与や在留期間の原則廃止など、移民政策の思い切った見直しが必要であるとも論じている⁴⁵。

省庁改編後の『2003年版通商白書』において、外国人労働者の受け入れのあり方が議論されている。そこでは「経済の持続的な成長と産業の国際競争力の強化」のために、高度人材をより積極的に受け入れていく必要性が論じられている。同時に現在および将来の労働力不足に対応するためにこれまで受け入れられてこなかった新しい分野への新たな外国人労働者の受け入れが推進されてきた⁴⁶。

1989年の入管法改正において、「出入国管理基本計画」を策定することが定められた。2000年の第二次計画では、国際化の進展により、ニーズに合わせてより積極的に外国人を受け入れていく必要があることが論じられているが、ただしこれは移民の受け入れを短絡的に行うものではないとして、当面は社会に摩擦や動揺をもたらさない円滑な方法をとっている。2005年の第三次計画では、人口減少時代への対応という項目が新たに追加されており、日本の人口減少を単に外国人の受け入れによって補うのは適切でないとしながらも、「人口減少時代における外国人労働者受け入れのあり方を検討すべき時期」だとしており、2005年現在受け入れを行っていない分野の受け入れを着実に検討していく、とある。「移民」への言及はないが、「高度人材の受け入れ」については推進することを示しており、これは「将来の移民」を増加させる動きともとらえられる⁴⁷。

以上がこれまでの各省庁の意向であり、移民の受け入れに対しては慎重な動きを見せる一方で、外国人労働者の受け入れは積極的な動きに変化していることがわかる。

⁴³ 鈴木（2005）pp. 35-36.

⁴⁴ 鈴木（2005）pp. 36-37.

⁴⁵ 鈴木（2005）p. 37.

⁴⁶ 鈴木（2005）pp. 37-38.

⁴⁷ 鈴木（2005）pp. 38-39.

3.2 日本の外国人

2005年の国連の推計では、ヨーロッパ諸国、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本など先進諸国での平均値としては、人口比においておよそ10%が移民である。しかし、日本の外国人登録者数は、全人口の2%に満たない。これは、日本が島国であることに起因している。日本は島国で、周りを海に囲まれているため難民などが陸伝いに来ることはない。そのため、ヨーロッパ諸国やアメリカなどに比べて日本は、移民に対する意識が低くなっている。

これは、英語の *emigrant* の相当する国外移住者だけを移民と呼んでいた日本政府の伝統からも見て取れ、グローバル化が進展するまで流入してくる移民である *immigrants* に相当する用語やその定義を必要とこなかった。むしろ、グローバル化が世界で進んでいく中日本は、人口過密を理由として外国人の永住に消極的な立場をとっていた。しかし、生産年齢人口が減少し、総人口の減少も始まった日本では、外国人の受け入れに関する入国管理政策の部分的な見直しが続いている⁴⁸。

2019年現在、日本は既にOECDに加盟する35か国の中で、ドイツ、アメリカ、イギリスに次いで世界第4位の移民受け入れ国となっており、もはや移民大国であるといっても過言ではない。国際連合経済社会理事会人口部が定める、「出生あるいは市民権のある母国を離れて1年以上海外に移住している人」という移民の定義に当てはめた場合、日本での滞在1年を超える留学生や技能実習生などはすべて移民にあたる。図3-1は2012年末からの在留外国人数の推移である⁴⁹。

外国人在留者数は1961年以降増加し続け、2018年末時点で、日本における中・長期在留者数は273万1093人となっている。これは総人口の約2.2%を占めるほどであり、50人に1人の割合で外国人在留者が存在する。国籍別でみると、アジア圏の中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナムに加え、南米のブラジルが上位を占めている。中国や韓国などは、特別永住者数は32万9822人で、これらを合わせた在留外国人数は256万1848人である。前年2016年末と比べて17万9026人、およそ7.5%増加し過去最高を記録した⁵⁰。

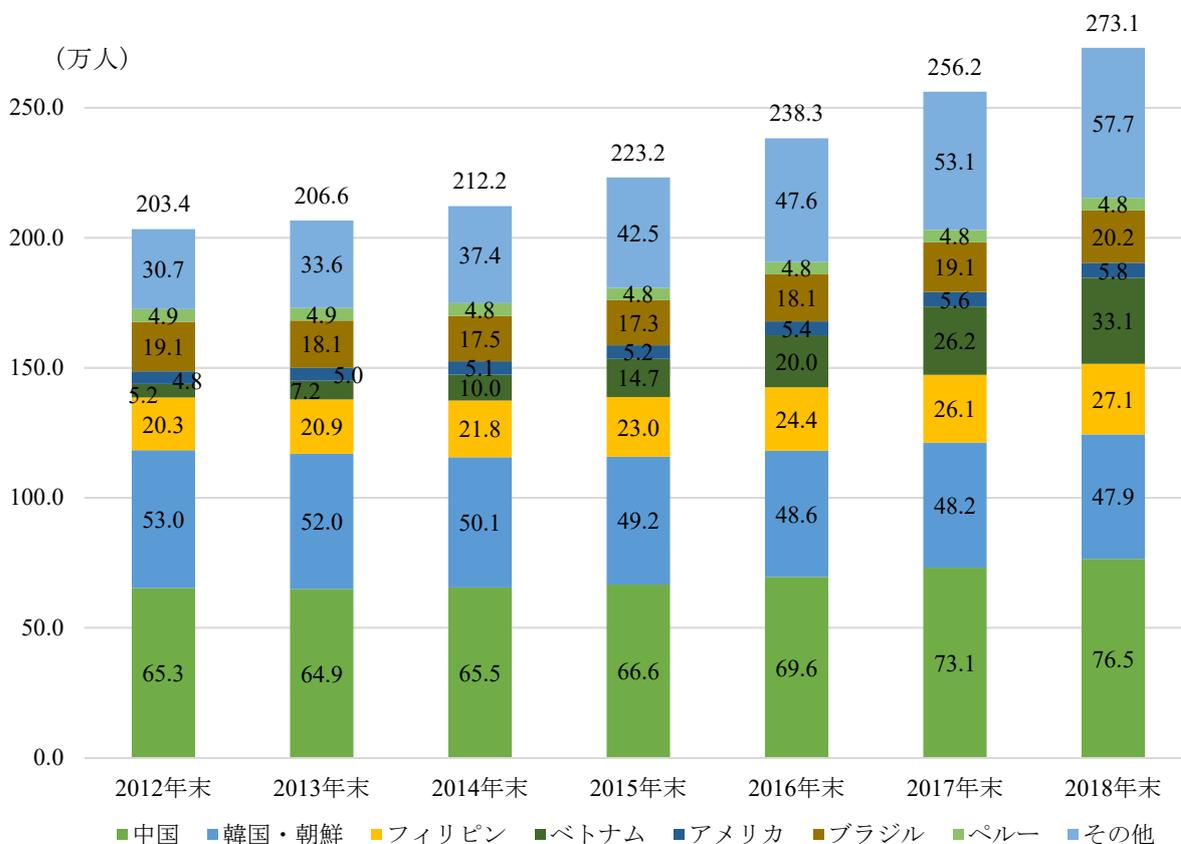
日本で生活する外国人は日本の総人口の2.2%を占めるが、日本人にその意識は薄い。そしてこの滞在外国人は年々増加しており、今後も2018年の入管法の改正によって増加すると考えられる。しかし、日本では移民について「移民とは、入国の時点で永住権を有するものであり、就労目的の在留資格による受け入れは移民に当たらない」としており、今回の入管法についても「移民」でなく「外国人労働者」という言葉を使用している。一方で、外国人の集住する自治体では、各種の生活支援を含む多文化共生政策の必要性が認識され始めているが、日本政府はその種の支援策をごく一部でしか用意していないという現状が問題となっている。

⁴⁸ 近藤（2009）p. 22.

⁴⁹ 坂東（2018）pp. 42-43.

⁵⁰ 法務省（2019）.

図3-1 日本の在留外国人数の推移



(出所) 法務省「在留外国人数について」より筆者作成。

日本における外国人の在留資格は「出入国管理及び難民認定法」(1951年 政令第319号)で定められ、身分又は地位に基づく在留資格(「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「永住者」と、就労等の活動に基づく在留資格(「技能実習」「留学」など)の2つに大きく分けられる。2018年現在の在留外国人を在留資格別に表すと表1のようになる。

その他には、高度人材や留学、技能実習など、就労等の活動に基づく在留資格の29の項目が含まれている。このその他の項目の外国人は、僅かに40%程度である。それに対し、永住者などの、今後も長期で滞在する権利を持ち続けると考えられる外国人は60%も存在していることがわかる。従って、「外国人労働者」という枠組みだけで外国人を捉えていては、日本で生活している外国人の全体像を正しく捉えることは難しいといえる⁵¹。

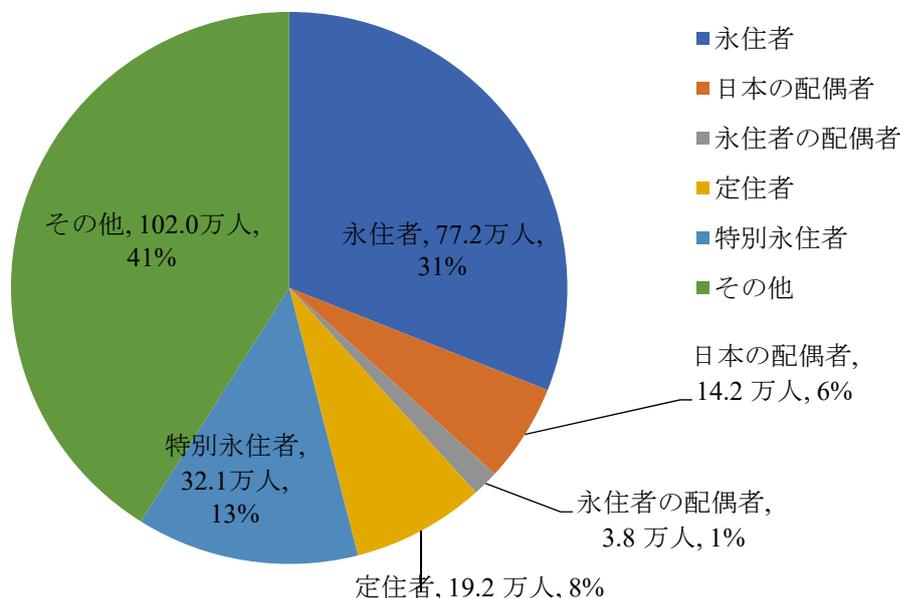
⁵¹ 鈴木 (2005) p. 27.

表 3-1 主な在留資格

分類	在留資格等	内容	例
身分または地位に基づく在留資格	定住者	特別な理由を考慮し、5年を超えない範囲で一定の在留資格を指定して居住を認めるもの	日本人配偶者との離死別により在留資格変更を余儀なくされる者や、第三国定住難民
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者もしくは特別養子または日本人の子として出生したもの	日本人の配偶者・子・特別養子
	永住者の配偶者等	永住者などの配偶者または永住者などの子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子
	永住者	一定の要件を満たし、法務大臣が永住を認める者	原則 10 年以上継続して日本に在留している等の条件を満たすものや、「日本人の配偶者」の在留資格をもち日本に 1 年以上居住し結婚後 3 年以上経過したもの、「定住者」の在留資格をもち日本に 5 年以上在留した者
活動に基づく在留資格	技能実習	雇用関係の下で日本の産業・職業上の技能等の修得・習熟をするもの	日本の企業が人材育成を目的に受け入れた発展途上国等の青壮年労働者など
	留学	大学、大学院、短大、専門学校の専門課程、準備教育機関、高等専門学校などの教育機関で学ぶもの	日本の大学や日本語教育機関等に通う外国人
入管特例法に定められた資格	特別永住者	法務大臣が永住を認める者（入管特例法に定められた在留資格）	敗戦以前から日本に住み、サンフランシスコ平和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している外国人とその子孫など

(出所) 総務省「多文化共生事例集 2017」より筆者作成。

図3-2 2018年末 在留資格別在留外国人数



(出所) 法務省「在留外国人数について」より筆者作成。

3.3 国内における外国人労働者を巡る議論

日本にはすでに多くの外国人労働者が流入してきているが、その存在や必要性について、いまだに議論がなされている。

外国人受け入れに積極的な立場の意見としては、一つ目に中長期的な人口減少への対応が挙げられる。2006年をピークに中長期的な人口減少を迎える日本において、経済活動を維持・発展させるために必要となる労働力を質・量の観点から如何に確保するかが重要な課題である。外国人労働者の受け入れは、若年労働力の活用、女性・高齢者の社会参加の促進、少子化対策に並ぶ対応策の一つと位置付けられる。

二つ目に競争力を支える柔軟な労働力への期待がある。アジア諸国との厳しい競争やこれに伴う一連のリストラ等を背景として、製造業を中心に、市場の変動に柔軟に対応できる労働力への要請が高い。こうした状況下、日本人若年労働者の確保が困難なことや、職場への定着率の低さが際立つ一方、熱心な働きぶりや、残業、休日出勤を厭わない姿勢から外国人労働者活用への期待が高まっている。

三つ目に、国際的な経済活動基盤の整備が挙げられる。今後より緊密な経済関係の形成が期待される東アジア諸国との間で、モノやカネのみならずヒトやサービスの交流に向けた取り組みがますます重要になっている。アジア大での経済活動の共通基盤形成に向けて、日本の対する理

解を促進するためにも、積極的な外国人の受け入れが期待される。

四つ目にアジア諸国からの要請がある。厳然たる経済格差の下、日本への労働力の送り出しは、人の移動を通じたサービスの輸出による外貨獲得の重要な手段となりつつある。FTA/EPA 交渉における相手国の重要な関心事項として、アジア諸国を中心に日本の労働市場に対するアクセス拡大への期待が高い。以上四つの視点から、外国人受け入れを積極的に行うべきであるという意見がある⁵²。

一方で、受け入れに慎重な立場からの主な意見は四つある。一つは、外国人による犯罪の増加である。地域社会における文化・習慣の違いに基づく摩擦の発生、窃盗などの犯罪の増加を懸念する声大きい。留学生・就学生の急速な受け入れの拡大に伴い、不法就労や警報犯罪に繋がるケースも増加している。ただし、その大半が日本の生活を維持できないことが直接の原因となっていることにも留意すべきである。

二つ目に、劣悪な雇用環境の温存がある。政府を中心とする外国人労働者の就労環境は、専ら体力と根気を必要とする、いわゆる 3K と呼ばれる職場に該当するものも多く、定着率・長時間労働が常態化している。こうした職場に外国人労働者を受け入れることにより、本来改善されるべき劣悪な就労環境が温存されることが懸念されている。

三つ目が、将来的な雇用機会の縮小である。製造業をはじめとする我が国の雇用現場に、低賃金・長時間労働を厭わない外国人労働者が多数浸透することにより、こうした職場を日本の若年労働者が一層敬遠するばかりでなく、将来的にこうした分野における日本人の雇用機会を縮小させることが懸念されている。四つ目は、社会構造の二層化である。一般に低賃金労働への就業が多いことに加え、本国への送金などの必要から、近隣の日本人との生活レベルにも開きがあり、特に、低い日本語能力に起因するコミュニケーション不足がもたらす不信感等が地域コミュニティへの融合を阻害している。さらに、社会保障費の未払いといった問題に加え、子弟に対する教育環境も十分ではなく、自治体の負担が拡大する傾向にある。将来的には年金・福祉問題等社会コストの増加につながる可能性が大きい⁵³。

このように外国人労働者受け入れには二面性があり、これまでに何度も議論がなされてきた。その中で、政府は外国人の受け入れを推し進めてきた。

3.4 入管法改正について

入管法改正へのプロセス

2000年1月、小渕首相の私的諮問機関である「21世紀日本の構想」懇談会は、その最終報告書で、グローバル化に積極的に対応し、日本の活力を維持していくためには「移民政策」が必要であると提言した。さらに、2000年3月、国際連合人口部が人口減少と高齢化問題に関して「補充移民」という報告を行ったが、それによると、日本が1995年の総人口を維持するためには2000

⁵² 経済産業省（2002）p. 12.

⁵³ 経済産業省（2002）p. 12.

年から2050年まで毎年34.3万人を、生産年齢人口を維持するためには毎年64.7万人の移民を受け入れなければならないという推計がされている⁵⁴。

この非現実的である推計に対し、生産性を高めることで対処するため2018年の入管法以前までは、高度人材としてのみ外国人労働者の受け入れを認めていた。この高度人材とは、高度外国人材のことを呼び、「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」とされている。厳密には、2012年から施行された高度人材ポイント制度により定められており、日本の経済成長などに貢献することが期待されている高度な能力や資質を持つ外国人を対象に、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つの活動類型を設定し、それぞれの活動の特性に応じて「学歴」、「職歴」、「年収」といった項目ごとにポイントを設け、その合計が70以上に達した外国人を「高度外国人」と認定している。この高度人材と認められた者に対して、高度人材の受け入れを促進するため、出入国管理上の優遇措置を講じている。

しかし、2018年の入管法の改正により、単純労働者としての外国人を受け入れることが決まった。単純労働とは高度な知識や技術、一定年数の経験などを特に必要としない短期間の訓練で行える簡単な労働のことを指し、具体的には工場労働や荷役作業、建設作業などが挙げられる。2018年入管法改正に際し、人手不足が深刻化した分野として政府は、介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造、電気・電子機器関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空（空港グラウンドハンドリング・航空機整備）、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造（水産加工業含む）、外食の14分野を挙げており、この14分野のうちのいくつかは単純労働に含まれる⁵⁵。

これまで、単純労働の分野の受け入れが慎重だったのは、日本国内では人手が余り、日本人の間で職の奪い合いが起こっていたためである。その一方で、大学卒業者の人数は少なく、産業の高度化を達成するためには海外の高度な人材を受け入れる必要があった。しかし、時代が変わり、少子化が進み大学の進学率も上昇、過酷な肉体労働を強いられる1次産業やサービス業などに従事することを避ける若者が増加したことなどから、単純労働の分野は人手不足が発生している。政府はこれまでそうした分野はロボットやAIによって、労働力不足を補おうと導入を目指したが、実際には人手不足による倒産が相次いだ。2018年度の人手不足倒産は初めて400件を越え、調査開始時点の2013年度比約1.5倍に増加した⁵⁶。

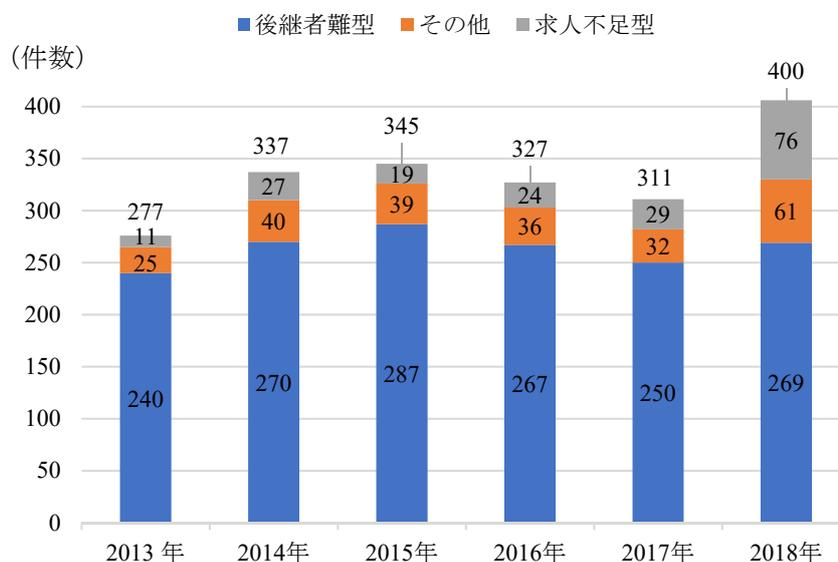
以上のことから政府は、単純労働の分野でも外国人材を受け入れることを決めた。

⁵⁴ 鈴木（2009）p. 34.

⁵⁵ 労務 search（2019）.

⁵⁶ 毛受（2018）.

図 3-3 人手不足倒産件数推移



(出所) 東京商工リサーチ「2018年度「人手不足」関連倒産」より筆者作成。

入管法の改正内容

2018年の改正による変更点はいくつかある。まず、新たな外国人材受け入れのための在留資格の創出と、それに関する様々な規定の整備である。これまでになかった「特定技能1号」「特定技能2号」という在留資格を新たに設けた。特定技能1号とは、不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格である。特定技能2号とは、同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格である。この2つの新たな在留資格が今回の変更の主軸となる。次の表は、この新たに創出された在留資格の細かな法や規定の整備の改正についてである⁵⁷。

⁵⁷ 出入国在留管理庁（2018）。

表 3-2 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の概要

1.受け入れのプロセスに関する規定の整備	4.登録支援機関に関する規定の整備
<p>(1)分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」（閣議決定）に関する規定</p> <p>(2)受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定</p> <p>(3)具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定</p> <p>(4)特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定</p> <p>(5)受入れの一時停止が必要となった場合の規定</p>	<p>(1)受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、3(2)②の基準に適合するものとみなされる。</p> <p>(2)委託を受けて特定技能3号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。</p> <p>(3)その他登録に関する諸規定</p>
2.外国人に対する支援に関する規定の整備	5.届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備
<p>(1)受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。</p> <p>(2)支援計画は、所要の基準に適合することを求める。</p>	<p>(1)外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定</p> <p>(2)出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等</p> <p>(3)出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定</p>
3.受入れ機関に関する規定の整備	6.特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備
<p>(1)特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。</p> <p>(2)①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。</p>	<p>7.その他関連する手続・罰則等の整備</p>

(出所) 出入国在留管理庁「入管法及び法務省改正法について」より筆者作成。

第4節 これからの日本における望ましい移民政策

4.1 今までの日本の外国人政策

1990 年前後に行われた入国管理政策では、①それまで入国管理政策の基本的な対象として想定されていた韓国、朝鮮籍の在日コリアンの人々を在留資格上「特別永住者」という在留資格で整理しつつ、②単純労働者に当てはまらない「専門的・技術的」な入国管理資格を明確化し、加えて、③在留資格「定住者」を創設して日系人に対する在留許可を発行、また、④在留資格「研修」において団体管理型受け入れ制度及び技能実習制度を創設することを内容とした⁵⁸。以降、留学生や高度人材などへの政策的関心も高まっている。

日本は、これまでも移民を受け入れず、高度人材としての労働者や留学生、研修生という名目でしか外国人を受け入れてこなかった。そしてそういった人々は一時的な滞在者として位置づけられてきた。一方で、永住許可者や国籍取得者の増加、外国人の滞在長期化や定住化といった近年の傾向は、永住を前提として外国人を受け入れていないとはいえ、「結果としての移民」と捉えることができる⁵⁹。しかし、そういった人々を招き入れることを前提とした制度の設計はしてこなかった。

実質的な移民が入管法の改正によって増加することは明白だが、移民に対する対策を講じていないことが問題視されている。そこで、多文化共生社会ということが新しい日本社会の目標として意識されてきている⁶⁰。

4.2 日本の抱える外国人労働者に対する課題

日本は移民政策を講じていないことから、いくつかの問題がすでに起こっている。例えば、居住について。外国人住民の入居にあたって、礼金などの日本特有の慣習や、ゴミの処理方法などの地域における生活ルール等、生活習慣の差異に起因するトラブルが起こりやすい⁶¹。

二つ目に教育についてである。長期間在留する外国人の増加に伴い、外国人の子どもの教育の問題は喫緊の課題となっている。外国人の子どもに対しては、日本語教育と教科教育の両方のサポートを考慮する必要がある。保護者の日本語能力が十分でない場合、学校とうまくコミュニケーションが取れずに不就学児童を生んでしまう問題や、外国人の子どもが学校で孤立したり、いじめにあったりして居場所を失う問題、様々なルーツを持つ子どもたちのアイデンティティの問題など、その課題や背景は複雑化している⁶²。

三つ目に労働環境である。多文化共生の推進において、外国人の労働環境の整備は重要な役割

⁵⁸ 津崎（2018）p. 11.

⁵⁹ 鈴木（2005）p. 30.

⁶⁰ 山脇（2011）p. 3.

⁶¹ 総務省（2017）.

⁶² 総務省（2017）.

を占めるが、労働環境は雇用主と被用者たる外国人との関係から決まることから、地方自治体やNPOなどの公的団体が直接関わる機会が少ない。人口減少社会においては、産業の現場において外国人が重要なポストに就くようになるなど、その存在が増加する傾向にあると考えられる。国においても高度人材の活用や技能実習制度の拡充が本格化する中、日本語能力の低さが就職に支障を来したり、職場内で良好なコミュニケーションをとることができなかつたりなど、外国人が新たに就労するにあたっての課題は未だに多い⁶³。

四つ目に医療・保健・福祉の問題が挙げられる。長期間在留する外国人の増加や、それに伴う高齢化により、ライフステージが多様化し、入院、出産や子どもの健康など、外国人住民が日本の医療や福祉サービスの受給者となる場面が増えている。外国人観光客をはじめとする訪日外国人は急増しており、医療通訳のニーズは大きくなる一方である⁶⁴。

五つ目は防災についてである。災害発生時においては、外国人は情報伝達の点で災害弱者として捉えられやすい。プランにおいても、「災害等への対応」や「緊急時の外国人住民の所在把握」など、外国人住民を「支援される側」として捉えた施策（公助）の例が多く挙げられている。外国人観光客をはじめとする訪日外国人の増加もあいまって、外国人に対する災害時の対応策は各地域において重要なテーマとなっている⁶⁵。

4.3 これからの日本の移民政策

外国人を受け入れるにあたって、人間である限り労働、教育、医療、社会保障、様々な問題に直面する。加えて、外国人であることによって彼らは「言葉」に関する数多くの課題に向き合わなければならない⁶⁶。

移民の存在が否認された日本では、外国人にとって必要なケアが行き届いていない。外国人と既存の社会とを「統合」するための政府の取り組みは不十分で、各自治体に任せられてきた面が大きい⁶⁷。

公教育のプロセスを通して、私たちが自分が生まれるより前からある社会の中へと「統合」されてきたように、外国人にも日本社会への統合政策が必要である⁶⁸。

更に、外国人住民を生活者として地域に受け入れる施策である多文化共生政策は、高度外国人材にとって魅力的な就労環境、生活環境を整備するうえでも重要である。2019年現在、外国人住民が多く居住する都市を中心に先進的な取り組みが行われているが、外国人の受け入れ拡大に備え、日本全体の問題として多文化共生に取り組むことが求められる。例えば、外国人子女の教育の充実や外国人向け医療の充実、行政サービス・災害情報等の多言語対応などで全政府的な

⁶³ 総務省（2017）。

⁶⁴ 総務省（2017）。

⁶⁵ 総務省（2017）。

⁶⁶ 望月（2019）pp. 27-28.

⁶⁷ 望月（2019）p. 28.

⁶⁸ 望月（2019）p. 29.

取り組みを推進することが必要である⁶⁹。

おわりに

少子高齢化が進行する日本で、現役世代の人手不足を解消するため外国人労働者の積極的な受け入れが行われてきた。「移民政策」は全くとっていない中、結果的な移民が増加していることが問題となっている。

海外の事例を検討しつつ日本における移民問題についての考察を行った。加えて、今後日本はどのような政策を行っていくべきなのかについての考察も行った。

これまでも日本は一貫して「外国人労働者」という言葉を使用し、「移民」の受け入れは行っていないという態度を示しているが、日本に長期滞在する外国人は年々増加しており事実上の移民は防げてはならず外国人を取り巻くトラブルが問題視されている。そこで、諸外国の政策を考慮しつつ、統合政策などの移民政策を行うことが、多文化共生を実現するために必要なのではないだろうか。

参考文献

- ・ 共立総合研究所（2009）「国際的な人材活用-外国人労働者受け入れガイドブック-」 グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会，
<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8406624/www.chubu.meti.go.jp/jinzai/data/gaikokujin-guidebook.pdf>
- ・ 貴堂嘉之（2018）『移民国家アメリカの歴史』岩波新書.
- ・ 経済産業省（2002）「外国人労働者問題-課題の分析と望ましい受け入れ制度の在り方について-」，
<https://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/bbl051006.pdf>
- ・ 経済産業省（2003）「通商白書 2003 年版」，
<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/285403/www.meti.go.jp/report/tshuhaku2003/15tsuushohHP/html/15323000.html>
- ・ 毛受敏浩（2018）「日本政府が「本格的な移民政策」に踏み出したと言える理由」、『現代ビジネス』講談社，
<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/55905>
- ・ 公益団法人日本国際交流センター（2016）「ドイツの移民・難民政策の新たな挑戦」公益団法人日本国際交流センター，

⁶⁹ 法務省（2017）。

- <http://www.jcie.or.jp/japan/cn/german-research/final.pdf>
- ・厚生労働省(2002)「外国人雇用問題研究会報告書」,
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2002/07/tp0711-1.html>
 - ・コトバンク(2008)「移民」,
<https://kotobank.jp/word/移民>
 - ・コトバンク(2018)「DACA」,
<https://kotobank.jp/word/DACA>
 - ・小林薫(2009)「ドイツの移民政策における「統合の失敗」」,『ヨーロッパ研究8』東京大学大学院総合文化研究科・教養学部ドイツ・ヨーロッパ研究センター,
http://www.desk.c.u-tokyo.ac.jp/download/es_8_Kobayashi.pdf
 - ・近藤敦(2009)「移民と移民政策」,川村千鶴子・近藤敦・中本博皓『移民政策へのアプローチ』明石書店.
 - ・近藤敦(2009)「なぜ移民施策なのか」,『移民政策学会2009vol.1 創刊号』,
http://iminseisaku.org/top/pdf/journal/001_full.pdf#page=6
 - ・出入国在留管理庁(2018)「入管法及び法務省設置法改正について」,
http://www.immi-moj.go.jp/hourei/h30_kaisei.html
 - ・鈴木江里子(2005)「移民受け入れをどう考えるか?」依光正哲『日本の移民政策を考える』明石書店.
 - ・総務省(2017)「多文化共生事例集2017～共に拓く地域の未来～」,
http://www.soumu.go.jp/main_content/000474104.pdf
 - ・津崎克彦(2018)「日本の外国人労働者 働く現場と産業・歴史から考える」,津崎克彦『産業構造の変化と外国人労働者』.
 - ・日本国際交流センター(2016)「ドイツの移民・難民政策の新たな挑戦～2016年ドイツ現地調査報告～」,
<http://www.jcie.or.jp/japan/cn/german-research/final.pdf>
 - ・坂東忠信(2018)『亡国の移民政策～外国人労働者受け入れ拡大で日本が消える～』啓文社書房.
 - ・平出重保(2009)「フランスの移民政策の現状と課題～海外調査報告～」,『立法と調査293号』,
https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/20090601.html
 - ・平高史也(2011)「ドイツにおける移民のための統合コース」,『民博通信No.135』国立民族学博物館,
<http://www.minpaku.ac.jp/sites/default/files/research/activity/publication/periodical/tsushin/pdf/tsushin135-03.pdf>
 - ・フランソワ・エラン(2008)『移民の時代～フランス人口学者の視点～』明石書店.
 - ・ベンジャミン・パウエル(2016)『移民の経済学』東洋経済新報社.
 - ・法務省(2019)「在留外国人統計」,
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/yougo_touroku.html

- ・望月優大 (2019) 『ふたつの日本～「移民国家」の建前と現実』 講談社現代新書.
- ・山脇啓造 (2011) 「多文化共生社会に向けて」, 米勢治子・ハヤシザキカズヒコ・松岡真理恵『多文化共生論』.
- ・吉満たか子 (2019) 「ドイツの移民・難民を対象とする統合コースの基本理念と現実」, 『広島外国語教育研究』 広島大学外国語教育研究センター,
https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/files/public/4/47081/20190301141556680313/h-gaikokugokenkyu_22_29.pdf
- ・労働政策研究・研修機構 (2004) 「アメリカの移民政策」, 労働政策研究・研修機構,
https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2004_11/america_01.html
- ・労務 SEARCH (2019) 「改正入管法のポイント」,
<https://romsearch.officestation.jp/jinjiroumu/syokuba/6646>